

概要（事前分析表（案）のポイント）

施策目標Ⅲ-3-2

被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について	
1	<p>施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。</p> <p>（注1）課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。</p>
達成目標について	
2	<p>課題に対応した達成目標を設定できているか。</p>
3	<p>施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。</p> <p>（注2）達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。</p>
測定指標、参考指標について	
4	<p>達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。</p>
5	<p>測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。</p> <p>（注3）最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。</p>
6	<p>測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。</p>
7	<p>当該年度の目標値が記載されているか。</p>
8	<p>目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。</p>
9	<p>目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。</p>
達成手段について	
10	<p>測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。</p>
11	<p>達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照</p>

【概要】令和6年度事前分析表（案）（施策目標Ⅲ-3-2）

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標3：労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策目標2：被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

現状(背景)

1. 被災労働者の社会復帰の促進

- ・ 傷病の治ゆ後に障害が残った症状固定後の被災労働者には、残存する障害の特質から、身体及び精神に動揺を来したり、障害に付随する疾病を発症させるおそれがある者が多数存在。
- ・ これらの被災労働者の社会復帰を促進するため、アフターケアとして予防その他の保健上の措置を実施。
- ・ アフターケア手帳交付者は38,953名、アフターケア委託費の支給件数は366,659件。
(参考:アフターケア委託費の内訳)せき髄損傷(33%)、外傷による脳の器質的損傷(19.5%)、外傷による末梢神経損傷(11.5%)、振動障害(10%)
- ・ また、上記の被災労働者が医学的に職場・自宅復帰可能状態となるよう、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供。

課題 1

- ・ 症状固定後の被災労働者の保護のためには、円滑な社会復帰を促進することが重要。

達成目標1

被災労働者等に対する、迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)**
- アフターケアの健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)
- 【参考】3 医療リハビリテーションセンターと職業リハビリテーションセンターとの職業評価会議の実施件数(アウトプット)

2 労働災害による重度障害者等及びその遺族に対する援護

- ・ 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難である者に労災就学等援護費を支給。
- ・ 受給対象者数は現状8,000名程度で推移
- ・ また、労災特別介護施設(通称「ケアプラザ」)で、在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)を受け入れ、施設内において、入居者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供。
- ・ 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受給。近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向。

課題 2

- ・ 被災労働者及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能とならないようにすることが重要。

達成目標2

被災労働者及びその遺族に対する、迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等

- 4 ケアプラザの入居者アンケートで、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)**
- 5 労災就学等援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)
- 6 労災保険指定医療機関数(アウトカム)
- 【参考】7 毎月10日までに受け付けた労災保険指定医療機関からの貸付の請求について、当月末までに支払を行うものの割合(アウトプット)

社会復帰促進等事業の概要

社会復帰促進等事業とは

労災保険制度で、事業主の皆様からお支払いいただいた労働保険料の一部で、以下の3つの事業を行うものです。

社会復帰促進事業

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

被災労働者等援護事業

被災労働者とその遺族の援護を図るために必要な事業

安全衛生確保等事業

労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業

1. 社会復帰促進事業

主な事業

- ・アフターケアの実施
- ・義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等

2. 被災労働者等援護事業

主な事業

- ・労災重度被災労働者に対する介護の実施
- ・労災就学等援護費の支給 等

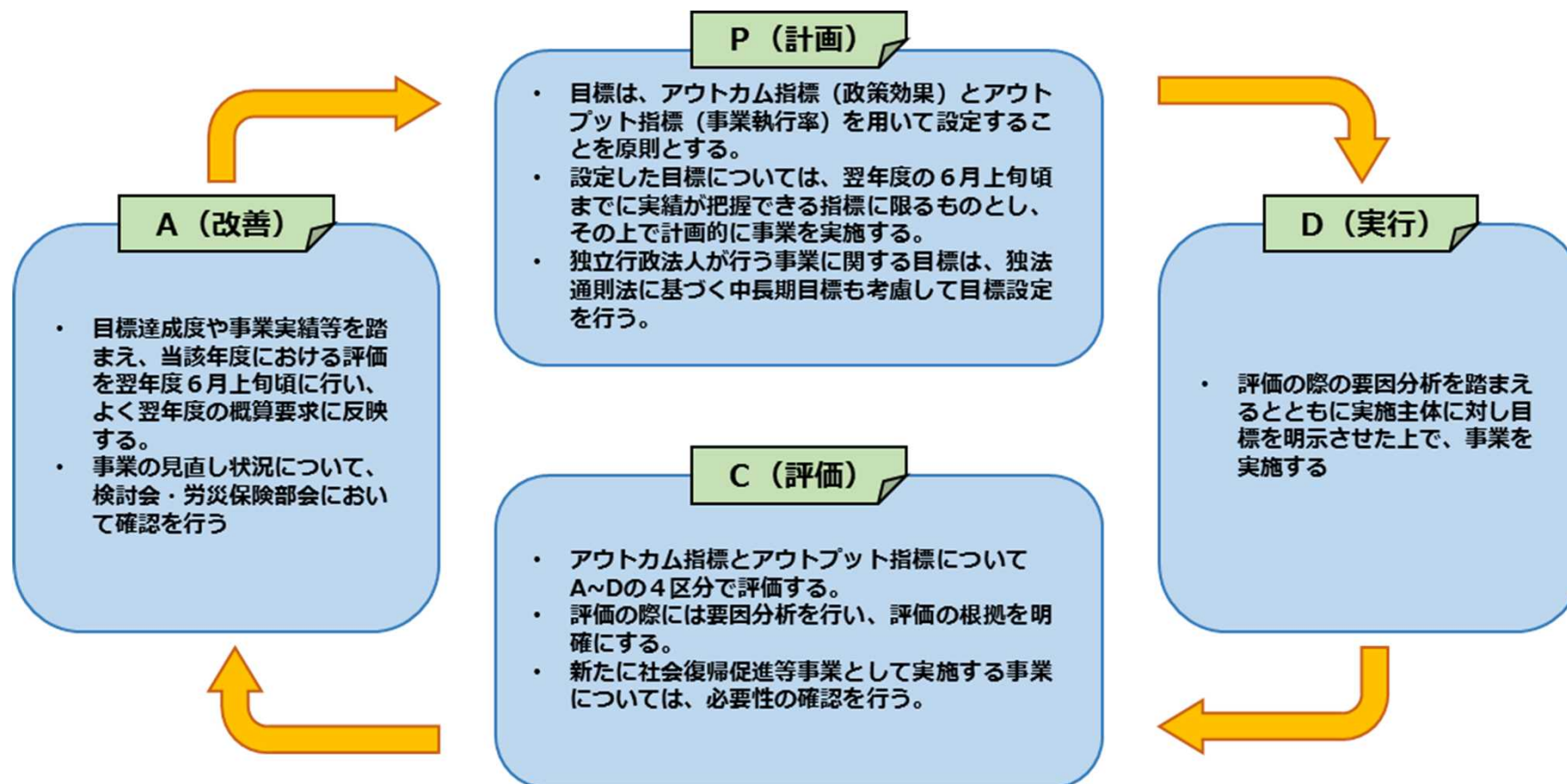
3. 安全衛生確保等事業

主な事業

- ・第3次産業労働災害防止対策支援事業
- ・産業保健活動総合支援事業費補助金
- ・未払賃金の立替払事業 等

社会復帰促進等事業の進め方

- 社会復帰促進等事業は、P D C Aサイクルに基づき厳格に目標管理を行っています。
- 個別の事業を適正に遂行するために、年度ごとに目標を設定し、目標を達成したかどうかを翌年度にチェックします。
- 設定する目標は、アウトカム指標【政策的な効果を示す指標】とアウトプット指標【事業の執行率を示す指標】の2種類があります。
- 個々の事業の目標とその実績は「社会復帰促進等事業に関する検討会※」において点検し、その結果を労働政策審議会（労働条件分科会労災保険部会）でも議論し、P D C Aサイクルをより透明化します。
- 目標が達成できなかった事業については、その理由を分析し、改善措置を講じます。



アフターケア制度

仕事または通勤でケガや病気をされた方に対し、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐため、必要に応じて、診察、保健指導、保健のための処置、検査を行い、円滑な社会生活を営んでいただくことを目的とする。

対象となるケガや病気、対象者

○アフターケアの対象となるケガや病気は、せき髄損傷など20種類あり一定の障害等級などを対象者の要件としている。

受診方法

○都道府県労働局長へのアフターケア手帳（以下「手帳」）の交付申請が認められると、都道府県労働局から手帳が交付され、労災保険指定医療機関等で診察、保健指導、保健のための処置、検査などを、手帳保有者の費用負担がなく、受けることができる。

参考：令和3年度アフターケア手帳交付者数 38,953名

○アフターケアを受診するには、労災保険指定医療機関等の窓口で、その都度、手帳を提示し、所定の欄に受診結果を記入してもらう必要がある。手帳の提示がない場合は、アフターケアを受けられない。

○アフターケアを受けるための通院費は、一定の要件を満たした場合に支給される。

労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

令和6年度予算案(労災勘定) 1,887,839 (1,815,206) 千円

1. 背景・目的

- 労災年金を受給している労災重度被災労働者(傷病又は障害等級第1級から3級)は、全国で約20,900人に上り、このうち約14,000人が60歳を超えている。
 - これら労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となり、介護に当たる家族介護者の肉体的・精神的負担は相当大きなものとなっている。
 - 労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護は施されていない現状にある。
- ⇒ こうした労災重度被災労働者の介護をめぐる環境等を十分踏まえ、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。

2. 事業の内容

高齢化の進展等により在宅での介護が困難な労災重度被災労働者のための介護施設として、国が全国8カ所に設置し、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。

※事業及び施設の運営は一般財団法人労災サポートセンターに委託(R5~R7の3カ年契約)

■施設

- 設置場所: 北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本 ○敷地面積: 約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均)
- 居室数(うち個室): 約85(80)室(8施設平均) * 個室の広さは約30㎡ ○入居定員: 100名(北海道施設及び愛媛施設はそれぞれ90名、84名)

■入居要件

原則として、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者(労災重度被災労働者)で在宅での介護が困難な者(障害等級4級程度の者でも、特例的に入居が認められる場合がある)

①介護サービス

■介護体制

- ① 看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護を提供(24時間365日介護)
- ② 入居者の障害、傷病の状態に合わせて適切な介護とともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションを実施

■健康管理

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談の実施

■施設利用料

年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万6千円から28万4千円までの16段階に区分

例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額14万千円(日用品の購買費や診療費などは個人負担) * 県・市町村の負担金等は発生しない。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止される

■介護費

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分

「常時介護を要する状態」にある者 ⇒ 172,550円、「随時介護を要する状態」にある者 ⇒ 86,280円

* 労働者災害補償保険に介護(補償)等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されるため、入居者の実質的な負担はなし

②短期滞在型介護サービス

■短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者を介護をしている家族等が、病気、冠婚葬祭、旅行等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代わって労災重度被災労働者に対して介護サービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、1日につき4,400円(食事代・消費税を含む))

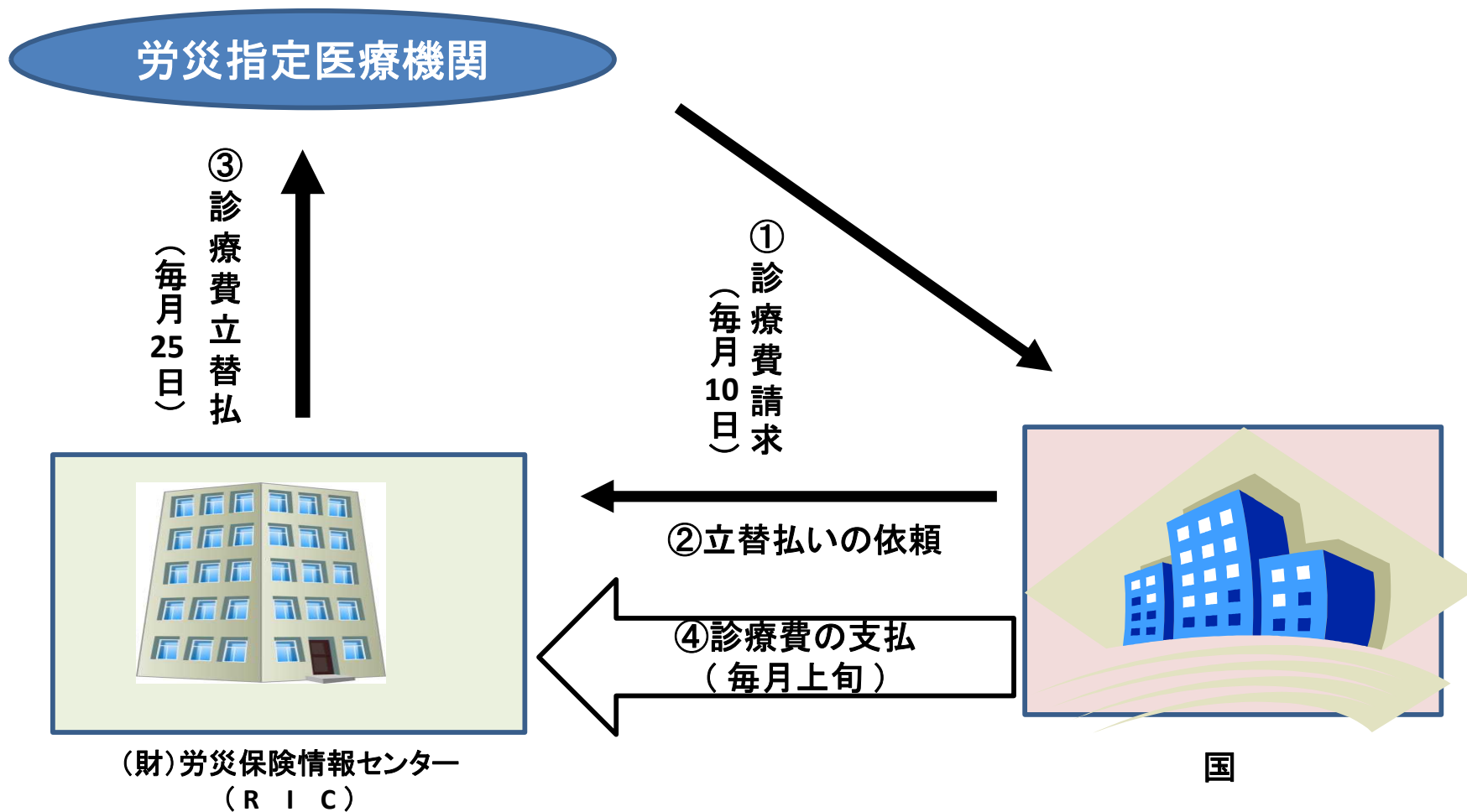
■日帰り介護サービス

労災重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供(利用料金は1日につき700円(食事代・消費税を含む))

■家族同伴短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者とその家族が同伴し、在宅での生活において必要となる、日常生活動作、介護技術を習得するサービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき4,400円(食事代・消費税を含む))

1 労災診療被災労働者援護事業補助事業に関する概要



2 指定医療機関への療養補償給付支払い件数

令和3年度	業務災害	通勤災害	総計
入院	159,515	386,392	545,907
非入院	2,078,133	39,202	2,117,335
合計	2,237,648	425,594	2,663,242